

○東京都市町村職員退職手当組合非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

(昭和59年12月20日)
条例第2号

改正 昭和60年10月 1日 条例第6号
昭和62年 2月20日 条例第1号
昭和63年 2月16日 条例第1号
平成 元年 4月26日 条例第6号
平成 3年 2月 2日 条例第2号
平成 4年 4月15日 条例第2号
平成 5年 2月26日 条例第4号
平成 6年 2月28日 条例第2号
平成15年 8月22日 条例第1号
平成23年 2月28日 条例第5号
平成24年 2月27日 条例第3号
平成28年 2月25日 条例第7号

東京都市町村職員退職手当組合非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、東京都市町村職員退職手当組合の非常勤特別職の職員（以下「特別職の職員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表第1のとおりとする。

- 2 報酬額が月額である特別職の職員の報酬は、東京都市町村職員退職手当組合職員の給与に関する条例（昭和40年条例第9号）の適用を受ける職員の例により支給する。
- 3 報酬額が日額である特別職の職員の報酬は、審査会等への出席その他その職務に従事した日分を支給する。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

3 前項の規定にかかわらず、管理者は、当該旅行の性質上これによりがたい場合には、その実費を支給することができる。

4 前2項の規定による費用弁償の支給方法は、東京都市町村職員退職手当組合職員の旅費に関する条例（昭和40年条例第10号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和60年10月1日条例第6号）

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月20日条例第1号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年2月16日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年1月1日から適用する。

附 則（平成元年4月26日条例第6号抄）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。（後略）

附 則（平成3年2月2日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成3年1月1日から適用する。

附 則（平成4年4月15日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年2月26日条例第4号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年2月28日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成15年8月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年2月28日条例第5号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年2月27日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月25日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職名	報酬額
事務局長	月額 100,000円
顧問弁護士	月額 40,000円
長等の退職手当審議会	会長 日額 11,000円
	委員 日額 10,000円
退職手当審査会	会長 日額 11,000円
	委員 日額 10,000円
公務災害補償等認定委員会	委員長 日額 11,000円
	委員 日額 10,000円
公務災害補償等審査会	会長 日額 11,000円
	委員 日額 10,000円
個人情報保護審査会	会長 日額 11,000円
	委員 日額 10,000円
法務調査専門員	時間額 10,000円

別表第2（第3条関係）

職名	費用弁償の額
事務局長	旅費条例の規定により、職務の級が5級である職員が受けるべき額に相当する額
顧問弁護士 長等の退職手当審議会委員 退職手当審査会委員 公務災害補償等認定委員会委員 公務災害補償等審査会委員 個人情報保護審査会委員 法務調査専門員	旅費条例の規定により、職務の級が5級である職員が受けるべき額に相当する額 ただし、都内出張については、支給しない。